後期高齢者医療

新しい保険証と保険料の納入通知書 7月中旬に送ります

「後期高齢者医療」の被保険者証（以下、保険証）と保険料の切り替え時期となりました。7月中旬に、新しい保険証と保険料納入通知書を送ります。7月末までに届かない場合は、ご連絡ください。

8月からの保険証はオリーブ色（薄い黄緑色）

オレンジ色の封筒で、新しい保険証を送ります。8月1日㈯からは、オリーブ色（薄い黄緑色）の保険証を使ってください。

納付書での支払期限第1期は7月31日㈮

今年度の保険料納入通知書を送りますので、内容を確認してください（下記参照）。

納付書で支払う場合の第1期納期限は7月31日㈮です。支所、金融機関、コンビニエンスストア、スマートフォン決済アプリでお支払いください。

社会全体で制度を支えています

医療にかかる費用のうち、医療機関などで支払う窓口負担を除いた費用を公費（国・県・市町の負担金）、後期高齢者支援金（現役世代の保険料）、被保険者が納める保険料で負担し、社会全体で後期高齢者医療制度を支えています。

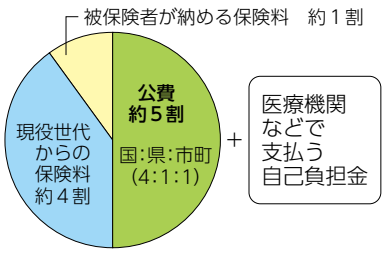

保険料の計算方法

保険料は、被保険者全員が均等に負担する「均等割額」と前年の所得に応じて決まる「所得割額」の合計額です。

均等割額		所得割額		一人あたりの保険料
4万7,720円	＋	所得金額 × 所得割率 9.02%	＝	最高限度額64万円

※所得金額＝前年の総所得金額－基礎控除額（33万円）
※均等割額と所得割率は県内一律

保険料の軽減

【均等割額】

世帯の所得状況に応じて均等割額が軽減されます。

対象者の所得要件（世帯主と世帯の被保険者全員の軽減判定所得の合計額）	軽減割合
33万円以下の世帯［令和元年度の8.5割軽減の区分］	7.75割
うち、世帯の被保険者全員の各種所得なしの世帯［令和元年度の８割軽減の区分］	７割
【33万円＋28.5万円×世帯の被保険者数】以下の世帯	５割
【33万円＋52万円×世帯の被保険者数】以下の世帯	２割

※65歳以上の人の公的年金等所得額から15万円（満たないときはその額）を控除して判定
※世帯主が後期高齢者でない場合も判定の対象となります
※判定には、譲渡所得の特別控除や専従者控除は適用されません

【被用者保険の被扶養者だった人】

後期高齢者医療制度に加入する前日まで会社の健康保険などの被扶養者だった人は、所得割額の負担はなく、加入から２年を経過する月まで均等割額が５割軽減されます。ただし、国民健康保険（国民健康保険組合を含む）に加入していた人には適用されません。

保険料の納め方

保険料は、年金から天引きされる「特別徴収」と納付書や口座振替などで納める「普通徴収」のいずれかで、被保険者一人一人が納めます。

天引き対象となる年金額が年額18万円未満 → はい → 普通徴収
↓ いいえ
介護保険料との合計額が、天引き対象となる年金額の２分の１を超える → はい → 普通徴収
↓ いいえ → 特別徴収

普通徴収

納付書（支払場所は支所、金融機関、コンビニエンスストア）、スマートフォン決済アプリまたは口座振替で納めます。

令和２年度の納期限

第１期	７/31㈮	第６期	12/25㈮
第２期	８/31㈪	第７期	令和3年2/1㈪
第３期	９/30㈬	第８期	３/１㈪
第４期	11/２㈪	第９期	３/31㈬
第５期	11/30㈪		

↑ 申請すると、口座振替に変更できます

特別徴収

年６回の年金支給時に、保険料があらかじめ天引きされます。

仮徴収	本徴収
４月・６月・８月	10月・12月・翌２月
前年の所得が確定するまでは、仮計算された保険料（原則２月と同額）を年金天引きします。	前年の所得が確定後、年間保険料から仮徴収分を引いた額を３回に分けて天引きします。

問 高齢福祉課☎948-6370、6371・FAX934-1763

「ジュニア防災リーダークラブ」参加者募集

防災に関心を持つ市内の小学５年生から高校生を対象に、防災活動や研修を通して、知識と実践力を身に付けた防災リーダーを育成します。

日時 ９月～令和３年３月の間で７回程度活動予定
対象者 市内の小学５年生から高校生
料金 無料（保険加入料含む。活動によっては費用がかかる場合があります）
申し込み ８月21日㈮までに、ファクス・eメールで、愛媛大学松山防災リーダー育成センター☎・FAX927-8141・✉nakajima@cee.ehime-u.ac.jpへ

防災マップ作り

問 防災・危機管理課☎948-6795・FAX934-1813

運転に不安を感じている人やご家族へ…運転免許証の返納を考えてみませんか？

運転免許証を自主返納した65歳以上の人はさまざまな特典が受けられます。

対象者 本市に住民登録がある満65歳以上の運転免許保持者で、平成25年６月１日以降に有効免許証を自主返納（全部取消し）した人
※過去にこの制度で乗車券などの交付を受けている人は対象外

支援内容

飛鳥乃湯泉プラン（総額5,500円相当）
○「飛鳥乃湯泉招待券」（２階大広間）（２枚2,500円相当）
＋
○交通利用券（3,000円相当）
◆ICい～カード　◆JR四国
◆タクシー　◆安居島フェリー
◆興居島フェリー　◆中島汽船バス
※６種類から１つを選択

どちらかを選択

交通利用券プラン（総額5,000円相当）
○交通利用券（5,000円相当）
◆ICい～カード　◆JR四国
◆タクシー　◆安居島フェリー
◆興居島フェリー　◆中島汽船バス
※６種類から１つを選択

※市有施設の割引もあります。詳細は市ホームページを確認

申し込み
○免許証返納時に申請＝運転免許センター（勝岡町）または松山東・西・南警察署へ
○後日申請＝「申請による運転免許の取消通知書」（原本）を都市・交通計画課（市役所本館７階）へ
※利用券などは、申請後１カ月程度で自宅に郵送

問 都市・交通計画課☎948-6446・FAX934-1807
運転免許証の返納について＝県運転免許センター☎934-0110